

## 大阪版市場化テスト監理委員会議事規定（案）

### （目的）

第1条 この規定は、大阪版市場化テスト監理委員会設置要綱に基づく大阪版市場化テスト監理委員会（以下、「監理委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### （会議の公開）

第2条 監理委員会の会議の公開、非公開については、「大阪府情報公開条例（以下、「条例」という。）」及び、「会議の公開に関する指針（以下、「指針」という。）」に基づき、次項以下で定める取り扱いを行なうものとする。

2 監理委員会は原則公開とする。

3 監理委員会において、民間事業者の提案書等が提示もしくは審議される場合は指針3（1）で定める条例第8条1項1号及び4号に該当する情報を含むものであるので、非公開とする。

4 その他、条例、及び指針に照らし、非公開とすべき情報が提示もしくは審議される場合は非公開とする。

5 前2項にかかる決定については、委員長が監理委員会に諮って決定するものとする。

### （傍聴人に対する指示）

第3条 委員長は、傍聴人が静粛に傍聴しないなど、会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

2 監理委員会事務局は、傍聴人が静粛に傍聴するなど、会議の円滑な進行のため、必要な措置を講じなければならない。

3 第1項で定める委員長の命令があった場合、監理委員会事務局は直ちに必要な措置を講じなければならない。

### （議事等）

第4条 委員会の議事要旨等は公表するものとする。

### 附則

本規定は平成19年 月 日から施行する。